

また、特任教員推薦委員会の構成員でもある被告井形が、カリキュラム検討委員会の検討結果を受けて、原告に対し、特任教員の任用申請を辞退するよう促しており、徳永学長も推薦委員会の委員長として、原告の申請を受理することはできないと判断している。

そうすると、仮に、原告が提出した授業担当計画をもって、特任教員任用申請手続を進めたとしても、特任教員推薦委員会が、原告を特任教員として適当であると認めて教授会に推薦することは想定し難く、また、カリキュラム検討委員会の構成員が教授会の構成員でもあり、被告井形も教授会の構成員であることなどからすれば、教授会が、原告について、特任教員の候補者として決定することも想定し難いというほかなく、ひいては、理事会が原告を特任教員に任用することも想定し難いというほかない。

(3) 以上を総合考慮すると、本件において、原告の特任教員任用申請について手続を進めた場合に、原告が特任教員に任用された高度の蓋然性があったと認めることはできない。

5 争点4（被告井形及び被告池島が、原告の特任教員任用申請を妨害したとして、不法行為責任を負うか）について

(1) 被告池島について

前記1(2)イ、ウのとおり、被告池島はカリキュラム検討委員会の委員長であったところ、学部長であった被告井形から、原告の授業担当計画について検討するよう指示を受けたことから、カリキュラム検討委員会において同計画について検討を行い、その結果、構成員8名全員一致の意見で、同計画の内容は不要若しくは必要度が低いとの結論になったため、その結論を被告井形に伝えたものである。

確かに、その後の経緯に照らせば、カリキュラム検討委員会の上記検討結果が、原告の特任教員への任用申請を巡る経緯に大きな影響を与えたことがうかがわれるが、カリキュラム検討委員会が、カリキュラムを検討す

ることをその職務とする以上、いかなる授業計画であっても適当なものであるとの意見を述べることになるものではなく、検討の結果、不適当なものとの結論に至ったのであれば、カリキュラム検討委員会の代表者である委員長は、検討を指示した学部長に対し、不適当との意見を述べるのがその職責からして当然である。そして、本件において、被告池島あるいはその余のカリキュラム検討委員会の構成員が、学問的な見地からではなく、個人的な事情・感情等に基づいて原告の授業担当計画の内容が不要若しくは必要度が低いとの意見を述べ、カリキュラム検討委員会としての結論に導いたというような事情を認めるに足る証拠もない。なお、被告池島の専攻分野は法律であり、原告の専攻分野である情報バリューエンジニアリングについて説明することはできないが、他のカリキュラム検討委員会の構成員の意見に基づいて検討することは可能なのであり（被告池島尋問調書23頁）、むしろ、上記の事情は、被告池島が、原告の授業担当計画について、積極的に不適当との意見を述べたものではないことを表す事情であるといえる。

そうすると、被告池島が、被告井形に対し、カリキュラム検討委員会としての結論を伝えた行為は、カリキュラム検討委員会委員長としての職責に基づいて行われた行為であって、その余の行為を含めて検討しても、被告池島が、原告の特任教員への任用申請を妨害したと認めることはできないから、被告池島の行為が不法行為に当たるとすることはできない。

## (2) 被告井形について

平成24年10月15日の原告と被告井形との面談における被告井形の発言（甲10，11）に照らせば、被告井形は、被告池島から聴取したカリキュラム検討委員会の検討結果からすれば、このまま特任教員への任用申請手続を進めても、特任教員推薦委員会において、原告が推薦されないという不名誉な事態となると考えたことから、同日に、原告と面談し、そ

のような事態を回避するために、特任教員への任用申請を取り下げるよう勧めたものといえる。そして、同日の原告と被告井形との会話の内容（甲10, 11）に照らしても、被告井形は、原告に対し、任意に特任教員への任用申請を取り下げることを勧めるにとどまっており、不穏当な言動等は見受けられないことからすれば、同日の会話をもって、被告井形が原告の特任教員への任用申請を妨害したと評価することはできない。

もっとも、被告井形は、同日の面談において、「カリキュラム委員会がだめなのに、僕だけが賛成で、ものが進められないのが現状なんです」と述べ（甲11・48頁）、被告井形本人尋問においても、カリキュラム検討委員会の意見には沿わない状態の授業担当計画をもって手続を進めていくことは考えていなかった旨供述するところ（被告井形尋問調書22頁）、かかる被告井形の供述に照らせば、被告井形は、カリキュラム検討委員会が原告の授業担当計画について適当との意見を述べていない状況の下では、特任教員の任用申請手続を進めていくことができないと考え、徳永学長と事前協議を行うなどした上で、授業担当計画についての原告と被告井形の協議が成立しておらず、原告が提出した授業担当計画には不備があるとして、特任教員推薦委員会に提出したとしても受理できないとの判断に至り（前記1(2)オのメールもその表れといえる。）、同判断に基づき、任用申請手続を進行させなかった結果、原告の特任教員への任用申請は不受理という結果となったものといえる（甲14・4頁）。

しかし、現行規定における特任教員の任用申請に関する手続の流れは前記第2の1(2)アのとおりであるところ、学部長は、教務委員長及び対象者と協議の上、授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出することとされているが、そこでは協議した上で提出することが要件となっているものの、協議がまとまらなかった場合にいかなる手続をとることになるかは明示されていない。そして、誰を特任教員に任用するかということは、被告大学

においていかなる研究を行い、学生にいかなる教育を行っていくかということと密接に関わる事項であり、学部長の一存で判断すべきものではなく、学部全体あるいは被告大学全体で判断すべきものであることからすれば、現行規定に授業担当計画について学部長と対象者との協議がまとまらなかった場合には授業担当計画を提出しないこととする旨の規定がない以上、学部長は、特任教員の任用申請手続を進めなければならない（授業担当計画を推薦委員会に提出する。）、協議がまとまらなかったことは、その理由も含めて、手続の各段階における考慮要素とすべきであると解するのが相当である。

本件についてみると、原告は、平成24年10月15日の面談において、「それはするつもりはない。まことに悪いけれど」（甲11・40頁）、「あの一、推薦委員会に出していただいて、僕が何か欠落している要因があるかどうかっちゅうのが明確になれば、その一、僕が認められへんだけの話やんか」、「落ちるんやったら、落ちてもいいやんか」、「だから、それで落とされるんだったら、落とされるでいいじゃないの。僕は別に恥じることはしてないし、それは全くいいですわ」（甲11・48頁）とまで述べて特任教員の任用申請手続を進めることを求めていたのであり、被告井形の勧めを受けても、特任教員への任用申請を取り下げない意向を明確に示していたものである。そうすると、学部長であった被告井形としては、対象者である原告との協議がまとまらなかったことを前提に、学部長として原告の授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出し、手続を進めなければならなかったところ、被告井形は、書類の不備があるとの判断をし、その結果、原告の特任教員への任用申請手続が進められなかったことになるが、かかる被告井形の行為は、現行規定下における特任教員の任用申請手続の理解を誤ったものというほかない。

以上を総合考慮すれば、本件において、被告井形が、個人的な事情ある

いは感情等から、原告の特任教員への任用申請を妨げる意思（故意）を有していたことを認めるに足りる証拠はないが、上記のとおり、被告井形が特任教員の任用申請手続の理解を誤り、その結果、原告が、特任教員の任用申請について、特任教員推薦委員会等の審理を受ける機会を奪われることとなったことからすれば、被告井形には、原告の特任教員への任用申請手続の取扱いにおいて、過失があったといわざるを得ず、被告井形の行為は不法行為に当たると認められる。

そして、本件に表れた一切の事情を総合考慮すれば、原告が受けた精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は30万円と認めるのが相当であり、被告井形の行為が被告大学の学部長としての行為であることからすれば、被告大学も、同行為について、民法715条に基づき、責任を負うこととなる。

#### 第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、主文掲記の限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法61条、64条本文、65条1項本文を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第5民事部

裁判官 佐々木 隆 憲